

# 船舶事故調査報告書

平成24年8月2日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年9月24日 04時24分ごろ
発生場所	富山県富山市伏木富山港北方沖 <small>ふしきとやま</small> 富山市所在の富山東防波堤灯台から真方位013° 1.1海里付近 （概位 北緯36° 47.0′ 東経137° 14.0′）
事故調査の経過	平成22年10月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 油タンカー <small>かくほう</small> 鶴宝丸、3,869トン 136997、鶴見サンマリン株式会社 104.94m×16.00m×8.55m、鋼 ディーゼル機関、3,309kW、平成13年7月 B 貨物船 <small>エムジーエム</small> M G M No.3（パナマ共和国籍）、3,748トン 8118736（IMO番号）、GM SHIPPING CORP 不詳、鋼 不詳、不詳、1982年
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 50歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和57年3月23日 免許証交付日 平成20年6月12日 免状有効期間満了日 平成25年6月30日 甲板手A 男性 41歳 六級海技士（航海） 免許年月日 平成18年4月21日 免許証交付日 平成18年4月21日 免状有効期間満了日 平成23年4月20日 B 船長B（大韓民国籍） 男性 61歳 免許不詳
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 左舷船首外板凹損 B 不詳
事故の経過	A 船は、船長A及び甲板手Aほか10人が乗り組み、灯油5,000kℓを積載し、揚荷待ちのため、平成22年9月23日13時45分ごろ、伏木富山港北方沖において、船首を北東方に向け、右舷錨の錨鎖を約5節（約137.5m）伸出し、停泊灯、せん光を発する紅色の全周灯、甲板

	<p>上を照らすサーチライト、ファンネルライト及び居住区外側の照明灯を点灯して錨泊した。</p> <p>甲板手Aは、単独の守錨当直に就いていたところ、9月24日04時18分ごろA船の左舷後方から接近してくるB船を認め、注意喚起の汽笛を吹鳴したが、04時24分ごろA船の左舷船首とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>本事故後に昇橋した船長Aが、海上保安庁に118番通報を行った。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北東～東北東、平均風速 約7.3～7.4m/s、最大瞬間風速 約11.6～12.3m/s、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 高潮時、波高 約1m</p>								
その他の事項	<p>本事故発生場所付近は、底質は泥であり、水深は約24mであったが、水深が急に深くなっているところがあった。</p> <p>B船の船舶自動識別装置(AIS)の情報記録による運航状況は、付表1のとおりであった。(付表1 B船のAIS情報記録 参照)</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A なし B 不詳</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし B 不詳</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>A なし B 不詳</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、伏木富山港北方沖において、船首を北東方に向け、所定の灯火を掲げて錨泊中、守錨当直に就いていた甲板手Aが、左舷後方から接近してくるB船を認め、B船に対して注意喚起の汽笛を吹鳴したものの、A船の左舷船首とB船の右舷中央部とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、伏木富山港北方沖において、約1～2ノットの対地速力でA船に接近したものと考えられるが、AIS情報記録以外の情報がないことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A なし B 不詳	船体・機関等の関与	A なし B 不詳	気象・海象の関与	A なし B 不詳	判明した事項の解析	<p>A船は、伏木富山港北方沖において、船首を北東方に向け、所定の灯火を掲げて錨泊中、守錨当直に就いていた甲板手Aが、左舷後方から接近してくるB船を認め、B船に対して注意喚起の汽笛を吹鳴したものの、A船の左舷船首とB船の右舷中央部とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、伏木富山港北方沖において、約1～2ノットの対地速力でA船に接近したものと考えられるが、AIS情報記録以外の情報がないことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
乗組員等の関与	A なし B 不詳								
船体・機関等の関与	A なし B 不詳								
気象・海象の関与	A なし B 不詳								
判明した事項の解析	<p>A船は、伏木富山港北方沖において、船首を北東方に向け、所定の灯火を掲げて錨泊中、守錨当直に就いていた甲板手Aが、左舷後方から接近してくるB船を認め、B船に対して注意喚起の汽笛を吹鳴したものの、A船の左舷船首とB船の右舷中央部とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、伏木富山港北方沖において、約1～2ノットの対地速力でA船に接近したものと考えられるが、AIS情報記録以外の情報がないことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、伏木富山港北方沖において、A船が錨泊中、B船が移動中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								

付表1 B船のAIS情報記録

平成22年9月24日

時刻	北緯 (° -' -")	東経 (° -' -")	船首方位 (°)	対地針路 (°)	対地速力 (kn)
03:57:55	36-47-21.0	137-14-11.4	001	274	2.0
03:58:05	36-47-21.0	137-14-10.8	358	274	1.9
04:03:15	36-47-18.6	137-14-06.0	090	207	1.2
04:14:19	36-47-09.0	137-13-54.6	088	216	1.4
04:16:26	36-47-06.6	137-13-51.6	097	223	1.8
04:18:02	36-47-04.8	137-13-51.6	097	134	1.5
04:20:11	36-47-03.6	137-13-58.2	084	097	1.8
04:22:20	36-47-02.4	137-13-58.2	104	227	1.3
04:24:24	36-47-00.0	137-13-56.4	103	171	1.4
04:26:29	36-46-56.4	137-14-03.6	148	127	4.3
04:28:02	36-46-49.2	137-14-06.0	115	151	4.6